

平成25年度報告書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

東京電力株式会社

目 次

株主のみなさまへ	2
(第90回定時株主総会開催ご通知添付書類)	
事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	3
2. 株式に関する事項	20
3. 会社役員に関する事項	22
4. 会計監査人に関する事項	29
5. 業務の適正を確保するための体制	30
連結計算書類	
連結貸借対照表	35
連結損益計算書	36
連結株主資本等変動計算書	37
計算書類	
貸借対照表	38
損益計算書	39
株主資本等変動計算書	40
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	41
計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	43
監査委員会の監査報告	45

以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.tepco.co.jp/ir/soukai/soukai-j.html>) に掲載しておりますので、本報告書には記載しておりません。

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表

したがって、本報告書に記載した連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、また、監査委員会が監査報告を作成するに際して監査をした、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

株主のみなさまへ

株主のみなさま、立地地域のみなさま、さらに広く社会のみなさまには、福島第一原子力発電所の事故から3年あまりが経過した今なお、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

当社は、平成24年5月に国の認定を受けた総合特別事業計画に基づき、被害者の方々への賠償や廃炉の促進を最優先課題としてさまざまな経営改革に取り組んでまいりました。しかしながら、その後、当社を取り巻く経営環境が大きく変化するなか、昨年12月には「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」が閣議決定され、国が前面に立って福島の再生を加速化するとともに、福島第一原子力発電所の安定化に向けた取り組みを強化するための国と当社との役割分担が明確化されました。これを受けて当社は、同計画を全面的に見直した新・総合特別事業計画を策定いたしました。

新・総合特別事業計画のもと、当社は、福島復興が原点であることを改めて肝に銘じ、グループのあらゆる経営資源を総動員して、賠償や福島復興、廃炉を着実にすすめるようこれまで以上に尽力するとともに、本来の責務である電力の安定供給を確実に果たすことで、事故の「責任」を全うしてまいります。また、電力システム改革により「競争」が一層激しくなるなか、従来の経営手法や事業モデルを大胆に転換し、長期にわたり責任を担うに足る経営基盤を確立いたします。これらの取り組みにより、「責任と競争」の両立を持続的に果たし、企業活力を最大限発揮できる自律的運営体制へと段階的に移行していくことをめざしてまいります。

株主のみなさまには、引き続き無配とさせていただかざるを得ないことに対し深くお詫び申し上げますとともに、今後とも当社の取り組みにご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

取締役会長 **數土 文夫**
代表執行役社長 **廣瀬 直己**

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 当社グループの業績

平成25年度のわが国経済は、国の経済政策等を背景とした個人消費の増加等により、緩やかな景気回復が続きました。

電気事業におきましては、小売全面自由化や送配電部門の法的分離など電力システム改革がすすめられるなか、従来の販売エリア内はもとより、エリアを越えた電力販売の動きが具体化するなど、競争がより一層激しくなっております。

このような状況において、当年度の連結収支につきましては、3年ぶりに経常利益を確保いたしました。まず、収益面につきましては、平成24年に実施した電気料金の値上げや燃料費調整制度の影響により電気料収入単価が上昇したことなどから、売上高（営業収益）は前年度に比べ11.0%増の6兆6,314億円となり、その他の収益を加えた経常収益合計は10.9%増の6兆6,948億円となりました。一方、費用面では、原子力発電が全機停止するなか、為替レート的大幅な円安化の影響などにより燃料費が引き続き高い水準となったものの、修繕工事の緊急的な繰り延べをはじめとした徹底的なコスト削減に努めたことなどから、経常費用合計は3.6%増の6兆5,934億円となりました。

以上により、経常利益は1,014億円となりました。また、原子力損害賠償支援機構からの資金交付金や固定資産等の売却益など1兆8,237億円を特別利益として計上する一方、原子力損害の賠償見積額の見直しや福島第一原子力発電所5,6号機の廃止などに伴う特別損失を1兆4,622億円計上したことなどから、当期純利益は4,386億円となりました。

② 事業別の業績

a. 当社の事業

当社は、当年度から社内カンパニー制を導入し、火力発電及び燃料事業への投資を行う「フュエル&パワー」、送電・変電・配電による電力の供給及び水力発電等を行う「パワーグリッド」並びに電力の販売

等を行う「カスタマーサービス」の3つのカンパニーを設置いたしました。各カンパニー及びカンパニー以外の組織である「コーポレート」は、コスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組み、一体となって電気事業を行っております。

こうしたなか、当年度の販売電力量は、昨年春先の気温が前年度に比べ高く推移し暖房需要が減少したことなどから、前年度に比べ0.9%減の2,667億kWhとなりました。この内訳は、「電灯」（主に家庭用）が前年度に比べ0.7%減の946億kWh、「電力」（主に商店・小規模工場用）が3.4%減の105億kWh、「特定規模需要」（主に大規模店舗・事務所ビル・工場用）が0.8%減の1,616億kWhとなりました。

売上高につきましては、電気料収入単価の上昇による収入増があったことなどから、前年度に比べ11.8%増の6兆4,498億円となり、営業費用は4.4%増の6兆2,979億円となりました。この結果、営業利益は1,519億円となりました。

各カンパニー及びコーポレートの業績（事業間の内部取引消去前）につきましては以下のとおりとなりました。

【フュエル&パワー】

売上高につきましては、前年度に比べ8.8%増の3兆3,320億円となり、営業費用は4.7%増の3兆2,950億円となりました。この結果、営業利益は370億円となりました。

【パワーグリッド】

売上高につきましては、前年度に比べ4.3%減の1兆6,633億円となり、営業費用は6.8%減の1兆3,756億円となりました。この結果、営業利益は2,876億円となりました。

【カスタマーサービス】

売上高につきましては、前年度に比べ11.3%増の6兆4,056億円とな

り、営業費用は5.3%増の6兆2,538億円となりました。この結果、営業利益は1,517億円となりました。

【コーポレート】

売上高につきましては、前年度に比べ0.6%増の5,731億円となり、営業費用は8.0%増の8,976億円となりました。この結果、営業損失は3,245億円となりました。

b. 子会社の事業

当社の子会社は、「情報通信事業」、「エネルギー・環境事業」、「住環境・生活関連事業」及び「海外事業」を行っております。これら4事業の業績（事業間の内部取引消去前）につきましては、売上高の合計は前年度に比べ14.1%減の4,157億円となり、営業費用の合計は14.9%減の3,782億円となりました。この結果、営業利益の合計は375億円となりました。

事業区分	売上高 億円	営業費用 億円	営業利益 億円
当 社			
フュエル&パワー	33,320	32,950	370
パワーグリッド	16,633	13,756	2,876
カスタマーサービス	64,056	62,538	1,517
コーポレート	5,731	8,976	△ 3,245
子 会 社			
情報通信事業	516	488	27
エネルギー・環境事業	3,165	2,843	321
住環境・生活関連事業	476	447	28
海外事業	—	1	△ 1
内部取引消去	△57,584	△57,603	18
合 計	66,314	64,400	1,913

③当年度の施策

当社は、「事故の責任を全うし、世界最高水準の安全確保と競争の下での安定供給をやり抜く」という使命を果たすため、平成24年5月に国の認定を受けた総合特別事業計画にとどまらないさまざまな企業改革に全力で取り組んでまいりました。

福島復興本社を中心に迅速かつきめ細やかな賠償を行うとともに、自治体等からのご要請にお応えし、除染や清掃作業等に当年度累計で約56,200人・日を投入するなど、福島復興に向けた取り組みを全社一丸となつてすすめました。

原子力につきましては、事故に対する反省を踏まえ、リスク管理体制やリスクコミュニケーション活動を強化するため、社外出身者をトップとする「原子力安全監視室」や「ソーシャル・コミュニケーション室」を新設いたしました。また、福島第一原子力発電所におきましては、中長期ロードマップに沿って4号機使用済燃料プールからの燃料取り出しを開始するなど廃炉作業を着実に実施してまいりました。柏崎刈羽原子力発電所につきましては、防潮堤の設置や原子炉建屋の扉の水密化等の安全対策をすすめるとともに、その安全対策について客観的に評価していただくため、昨年9月、原子力規制委員会に対して6、7号機の新規制基準への適合申請を実施いたしました。

こうした取り組みに加え、電力の安定供給を確保しつつ、徹底的な経営合理化や社内カンパニー制導入等の経営改革も着実にすすめてまいりました。

しかしながら、汚染水・タンク問題により、福島のみなさまをはじめ広く社会のみなさまに多大なご迷惑とご心配をおかけしており、その対策に現在、万全を尽くしているところであります。

また、賠償費用等により財務リスクが増大する一方、電力システム改革によるさらなる競争の激化が見込まれるなど、当社の経営環境は総合特別事業計画の策定時から大きく変化しております。

こうしたなか、昨年12月、国は自らが前面に立って福島再生を加速化するとともに、当社にさらに踏み込んだ改革を求めるとの方針のもと、

国と当社の役割分担のあり方を明らかにしました。これを受けて当社は、総合特別事業計画を全面的に見直した新・総合特別事業計画を原子力損害賠償支援機構とともに策定し、本年1月に国の認定を受けました。

(2) 対処すべき課題

新・総合特別事業計画のもと、当社グループは、社員一人ひとりが「責任と競争」の両立をめざし、一丸となって賠償、福島復興、廃炉の責務を全うしていくとともに、電力の安定供給を貫徹しつつ、電力システム改革を先取りした新たなエネルギーサービスの提供と企業価値の向上に総力をあげて取り組んでまいり所存です。また、こうした取り組みを通じて、事故の責任を長期にわたり果たすと同時にその責任を担うに足る経営基盤を確立し、企業活力を最大限発揮できる自律的運営体制へと段階的に移行していくことをめざしてまいります。

①福島復興に向けた取り組み

避難を余儀なくされている方々や事業再開を検討されている方々が一刻も早く新しい生活・事業を始めることができるよう、被害者の方々に徹底して寄り添うとともに、最後のお一人まで賠償を貫徹いたします。具体的には、ベテラン管理職の福島専任化等により現場対応力を強化するなど迅速かつきめ細やかな賠償を徹底するとともに、未請求者の方々へのご請求の呼びかけを強化いたします。

また、除染の加速化や生活環境の再生のため、「10万人派遣プロジェクト」による社員の派遣を継続するなど、早期のご帰還に向けて人的・技術的資源を集中投入し、国や自治体との連携を加速してまいります。

さらに、産業基盤の整備や雇用機会の創出に向け、国と連携して福島・国際研究産業都市構想の実現に尽力し、世界最新鋭の石炭火力発電所の建設等に取り組めます。

②福島第一原子力発電所の廃炉と原子力安全

廃炉・汚染水対策につきましては、国内外の英知を結集して技術的課

題を克服しつつ、国とともに長期にわたる廃炉作業を緊張感を持って安全かつ着実にすすめてまいります。

このため、合理化等により今後10年間で1兆円の追加資金・予算枠を確保するとともに、本年4月に設置した「福島第一廃炉推進カンパニー」のもと、廃炉・汚染水対策に集中して取り組みます。平成27年3月までに、約80万トンのタンク容量を確保するとともに多核種除去設備の増強等により貯留汚染水を浄化いたします。また、昨年開始した4号機の使用済燃料プールからの燃料取り出しにつきましては、本年内の完了をめざしてまいります。こうした取り組みに加え、設備の恒久化対策や労働環境の抜本的な改善、長期の廃炉作業を支える人材の計画的な確保も推進いたします。

さらに、世界トップレベルへの品質・安全の向上をめざし、国内外の専門家・有識者からなる「原子力改革監視委員会」の監督のもと策定した「原子力安全改革プラン」を着実に実施し、改革の加速化及び安全文化の浸透をはかると同時に、柏崎刈羽原子力発電所のより一層の安全性向上対策や運営面での改善に取り組んでまいります。

③経営合理化のための方策

経営基盤の強化と競争力向上のため、外部専門家を活用した調達改革等のコスト構造改革や管理会計の導入によるコスト意識の徹底を今後もさらにすすめることなどにより、3年間の累計で1.3兆円のコスト削減を実現いたします。

こうした合理化をはじめとするさまざまな取り組みにより、社債市場への復帰を可能とする財務指標の改善や格付けの確保に努めます。

また、人事改革として、1,000人規模の希望退職の実施により人員削減計画の早期達成をはかる一方、社員が希望と意欲を持って活躍できる人事制度を導入することにより、将来の経営を担う若手を含めた有能な人材の流出を防止し、今後の持続的な責任の貫徹と企業価値の向上をめざしてまいります。

④持続的な再生に向けた収益基盤作り

電力システム改革がすすめられるなか、福島への「責任」を長期にわたり果たすとともに、厳しい「競争」に勝ち抜いていくためには、当社はもちろん、グループ会社各社が事業分野別にそれぞれの特性に応じた最適な経営戦略を適用し、グループ全体の企業価値を最大化していくことが可能となる企業形態が求められます。このため、当社は、電力システム改革によりライセンス制が導入される平成28年4月を目途にホールディングカンパニー制を導入し、新たなビジネスモデルへの変革を果たしてまいります。

具体的には、事業持株会社となるコーポレートが、経営層によるグループ全体のマネジメントを行うとともに、賠償や福島復興、廃炉に責任を持って取り組み、当社グループとして事故の責任を全ういたします。また、事業子会社となる3カンパニーが事業の特性に応じた以下の事業戦略を実現すると同時に、グループ会社各社が原価構造分析や要員効率化等により生産性を高めつつ、各カンパニーと緊密に連携して外部売上高を拡大することにより、福島復興に向けた原資の創出と企業価値の向上をはかってまいります。

a. フュエル&パワー・カンパニー

燃料上流から発電までのサプライチェーン全体において包括的アライアンスを最大限活用し、従来の事業構造を抜本的に見直すことで、世界とダイナミックに渡り合えるエネルギー事業者への変革をはかります。これにより、電力・ガス価格を徹底的に低減し、安価な電力等を安定的に提供いたします。さらに、海外発電事業等を含む国内外の成長可能領域での事業に参画することで、収益基盤を強化いたします。

b. パワーグリッド・カンパニー

電力供給の信頼度を確保したうえで、国際的にも遜色のない低廉な託送料金水準を念頭に徹底的なコスト削減に取り組むとともに、送配電ネットワーク運用の最効率化をはかってまいります。また、発電・

小売事業者の地域を越えた活発な競争や、多様化する電源を柔軟に受け入れることができる次世代送配電ネットワークの効率的構築・運用に向け、当社エリアを越えた運用の広域化をすすめるほか、平成32年度までに当社エリアすべてに2,700万台のスマートメーターを導入いたします。

c. カスタマーサービス・カンパニー

お客さまの立場に立って、お客さまにとって最も効率的なエネルギー利用を提案・提供いたします。また、将来的には、お客さまの設備を含めた、中長期的なインフラ利用コストを最小化する商品・サービスの提供をすすめてまいります。具体的には、アライアンスを活用し、全国での電力販売の開始やガス販売の拡大、エネルギーに関するトータルソリューションの提供に取り組むとともに、暮らし・ビジネスに役立つ新サービスやスマートメーターを活用した新しい料金メニューを展開いたします。

こうした活動を通じて、事業の発展を求める企業や豊かで安心な生活を求めるご家庭の希望の実現に貢献する「みらい型インフラ企業」をめざしてまいります。

(3) 設備投資の状況

①設備投資額

事業区分	金額	億円
当 社		
フュエル & パワー	2,099	
パワーグリッド	2,291	
カスタマーサービス	0	
コーポレート	1,081	
子 会 社		
情報通信事業	17	
エネルギー・環境事業	285	
住環境・生活関連事業	40	
海外事業	—	
内部取引消去	△ 57	
合 計	5,759	

②完成した主な設備

a. 発電設備

名 称	出力(万kW)
(火力)	
広野火力発電所6号機	60
常陸那珂火力発電所2号機	100

b. 送電設備

名 称	電圧 (kV)	亘長 (km)
千葉葛南線 (地中線, 新設)	275	30.4

③建設中の主な設備 (平成26年3月31日現在)**a. 発電設備**

名 称	出力 (万kW)
(水力)	
葛野川発電所	80
神流川発電所	188
(火力)	
千葉火力発電所3号系列	49.8
鹿島火力発電所7号系列	44.4
川崎火力発電所2号系列	142

b. 送電設備

名 称	電圧 (kV)	亘長 (km)
西上武幹線 (架空線, 新設)	500	59.3
川崎豊洲線 (地中線, 新設)	275	22.2

④廃止した主な設備**発電設備**

名 称	出力 (万kW)
(原子力)	
福島第一原子力発電所5, 6号機	188.4

(4) 資金調達の様況

①社債

発行による収入	4,797億円
償還による支出	6,357億円

②借入金

借入による収入	3,643億円
返済による支出	5,060億円

(5) 財産及び損益の様況の推移

区 分	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度 (当年度)
売上高 (億円)	53,685	53,494	59,762	66,314
経常利益 (億円)	3,176	△ 4,004	△ 3,269	1,014
当期純利益 (億円)	△12,473	△ 7,816	△ 6,852	4,386
1株当たり当期純利益 (円)	△846.64	△487.76	△427.64	273.74
総資産 (億円)	147,903	155,364	149,891	148,011

(6) 重要な子会社の状況 (平成26年3月31日現在)

会 社 名	資本金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
	億円	%	
東電不動産株式会社	30.2	100	不動産の賃貸借, 管理
東京発電株式会社	25	100	電気の卸供給
株式会社テプコシステムズ	3.5	100	コンピュータ機器による情報処理, ソフトウェアの開発及び保守
東京パワーテクノロジー株式会社	1	100	発電設備, 環境保全設備等の補修, 運転
東電リース株式会社	1	100	車両等のリース
東電タウンプランニング株式会社	1	100	配電設備の設計, 保守, 電柱等を媒体とする広告の請負
東京電設サービス株式会社	0.5	100	送電, 変電設備等の保守
東電フュエル株式会社	0.4	100	石油製品の販売
東電設計株式会社	0.4	100	発電, 送電, 変電設備等の設計, 工事監理
東京臨海リサイクルパワー株式会社	1	95.5	産業廃棄物処理, 電気の販売
	百万ユーロ		
Tokyo Electric Power Company International B.V.	240	100	海外事業への投資
	億円		
Cygnus LNG Shipping Limited	40.0	70	LNG船の保有, 用船
	百万米ドル		
Tokyo Timor Sea Resources Inc.	39.0	66.7	ガス田開発事業会社への投資

(7) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

- ① 東電工業株式会社、東電環境エンジニアリング株式会社及び尾瀬林業株式会社は、発電関連事業や環境関連事業の一元的な運営をはかるため、平成25年7月1日をもって、東電環境エンジニアリング株式会社を存続会社として合併し、東京パワーテクノロジー株式会社に商号を変更いたしました。
- ② 株式会社東電ホームサービス、東電広告株式会社及び東電タウンプランニング株式会社は、配電関連事業の一元的な運営をはかるため、平成25年7月1日をもって、東電タウンプランニング株式会社を存続会社として合併いたしました。なお、株式会社東電ホームサービスは、合併に先立ち、同日、吸収分割により営業関連事業をテプコカスタマーサービス株式会社に承継させております。
- ③ 当社は、株式会社日立製作所及び株式会社日立システムズと情報システムサービスに関する戦略的業務提携関係を構築するため、平成26年3月3日をもって、新設分割により株式会社テプコシステムズのシステム運用等の事業を株式会社日立システムズパワーサービスに承継させ、新会社の株式のうち51.00%を株式会社日立システムズに、15.60%を株式会社日立製作所にそれぞれ譲渡いたしました。

(8) 主要な事業内容 (平成26年3月31日現在)

事業区分	事業内容
当 社	
フュエル&パワー	火力発電事業，燃料事業への投資
パワーグリッド	送電・変電・配電による電力の供給，水力発電事業
カスタマーサービス	エネルギーに関するトータルソリューションの提供
コーポレート	各カンパニーへの共通サービスの提供，原子力発電事業
子 会 社	
情報通信事業	情報処理サービス
エネルギー・環境事業	設備の建設・保守，リース，エネルギー資源の開発・採掘・加工・売買・輸送，廃棄物の処理
住環境・生活関連事業	不動産の賃貸借・管理
海 外 事 業	海外事業への投資

(9) 主要な事業所 (平成26年3月31日現在)

①当社の主要な事業所

a. 本店 (東京都千代田区)

b. 福島復興本社 (福島県双葉郡檜葉町)

c. 支店

栃木支店 (栃木県宇都宮市), 群馬支店 (群馬県前橋市), 茨城支店 (茨城県水戸市), 埼玉支店 (埼玉県さいたま市), 千葉支店 (千葉県千葉市), 東京支店 (東京都新宿区), 多摩支店 (東京都八王子市), 神奈川支店 (神奈川県横浜市), 山梨支店 (山梨県甲府市), 沼津支店 (静岡県沼津市)

d. 主な発電所

水力 (出力10万kW以上)

鬼怒川, 今市, 塩原 (以上栃木県), 矢木沢, 玉原, 神流川 (以上群馬県), 葛野川 (山梨県), 秋元 (福島県), 安曇, 水殿, 新高瀬川 (以上長野県), 中津川第一, 信濃川 (以上新潟県)

火力 (出力100万kW以上)

鹿島, 常陸那珂 (以上茨城県), 五井, 姉崎, 袖ヶ浦, 富津, 千葉 (以上千葉県), 大井, 品川 (以上東京都), 横須賀, 横浜, 南横浜, 東扇島, 川崎 (以上神奈川県), 広野 (福島県)

原子力

福島第二 (福島県), 柏崎刈羽 (新潟県)

②重要な子会社の主要な事業所（本店）

東電不動産株式会社（東京都台東区）、東京発電株式会社（東京都台東区）、株式会社テプコシステムズ（東京都江東区）、東京パワーテクノロジー株式会社（東京都江東区）、東電リース株式会社（東京都港区）、東電タウンプランニング株式会社（東京都目黒区）、東京電設サービス株式会社（東京都台東区）、東電フュエル株式会社（東京都江東区）、東電設計株式会社（東京都江東区）、東京臨海リサイクルパワー株式会社（東京都江東区）、Tokyo Electric Power Company International B.V.（オランダ）、Cygnus LNG Shipping Limited（バハマ）、Tokyo Timor Sea Resources Inc.（アメリカ）

(10) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

事業区分	使用人数
当 社	34,689 名
フュエル & パワー	2,564
パワーグリッド	15,090
カスタマーサービス	7,006
コーポレート	10,029
子 会 社	11,055
情報通信事業	2,285
エネルギー・環境事業	7,158
住環境・生活関連事業	1,606
海 外 事 業	6
合 計	45,744

(11) 主要な借入先 (平成26年3月31日現在)

借入先	借入金残高	
株式会社日本政策投資銀行	7,681	億円
株式会社三井住友銀行	7,118	
株式会社みずほ銀行	5,342	
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,346	
三井住友信託銀行株式会社	2,910	
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,692	

2. 株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数		141億株
(2) 発行可能種類株式総数	普通株式	350億株
	A種優先株式	50億株
	B種優先株式	5億株
(3) 発行済株式の総数	普通株式	16億701万7,531株
	A種優先株式	16億株
	B種優先株式	3億4,000万株
(4) 株主数	普通株式	82万6,981名
	A種優先株式	1名
	B種優先株式	1名

(5) 上位10名の株主

株主名	持株数				出資比率
	普通株式	A種優先株式	B種優先株式	合計	
	千株	千株	千株	千株	%
原子力損害賠償支援機構	—	1,600,000	340,000	1,940,000	54.74
東京電力従業員持株会	47,517	—	—	47,517	1.34
東京都	42,676	—	—	42,676	1.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	36,261	—	—	36,261	1.02
株式会社三井住友銀行	35,927	—	—	35,927	1.01
日本生命保険相互会社	26,400	—	—	26,400	0.74
株式会社みずほ銀行	23,791	—	—	23,791	0.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	22,154	—	—	22,154	0.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	17,685	—	—	17,685	0.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	17,663	—	—	17,663	0.50

(注) 出資比率は、自己株式（普通株式3,037,229株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の氏名等（平成26年3月31日現在）

①取締役

氏名	地位，担当及び重要な兼職の状況
しもこうべ かず ひこ 下河邊 和 彦	取締役会長 監査委員長，指名委員，報酬委員 弁護士，蝶理株式会社社外監査役
ひろせ なお み 廣 瀬 直 己	取締役 指名委員
やまぐち ひろし 山 口 博	取締役 株式会社東光高岳ホールディングス社外取締役，株式会社東京エネシス社外監査役
あいざわ ぜん ご 相 澤 善 吾	取締役
しまだ たかし 嶋 田 隆	取締役 指名委員 原子力損害賠償支援機構連絡調整室長
ないとう よし ひろ 内 藤 義 博	取締役 監査委員
すど ふみ お 數 土 文 夫	取締役 指名委員長 ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社相談役，大成建設株式会社社外取締役，株式会社LIXILグループ社外取締役，武田薬品工業株式会社社外取締役
のう み きみ かず 能 見 公 一	取締役 報酬委員長 株式会社産業革新機構代表取締役社長，フィデアホールディングス株式会社社外取締役

氏名	地位、担当及び重要な兼職の状況
小林喜光	取締役 指名委員 株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取締役社長，三菱化学株式会社取締役会長，株式会社地球快適化インスティテュート代表取締役社長，株式会社ジャパンディスプレイ社外取締役
榎谷隆夫	取締役 監査委員 公認会計士，株式会社ブレイン・コア代表取締役社長，株式会社エフ・ピーブレイン代表取締役社長
藤森義明	取締役 報酬委員 株式会社LIXILグループ取締役代表執行役社長兼CEO，株式会社LIXIL代表取締役社長兼CEO

- (注) 1. 下河邊和彦氏，數土文夫氏，能見公一氏，小林喜光氏，榎谷隆夫氏及び藤森義明氏は，会社法第2条第15号に定める社外取締役であり，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
2. 下河邊和彦氏は弁護士として，また，榎谷隆夫氏は公認会計士として，財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は，數土文夫氏が社外取締役を務める大成建設株式会社と発電所における土木・建築工事等の取引を行っております。
4. 下河邊和彦氏は，平成26年3月31日，辞任により取締役を退任いたしました。
5. 平成26年4月1日付で，數土文夫氏が取締役会長に就任するとともに，各委員会の委員を次のとおり変更しております。

指名委員会：數土文夫（委員長），小林喜光，廣瀬直己
 監査委員会：内藤義博（委員長），榎谷隆夫，數土文夫
 報酬委員会：能見公一（委員長），藤森義明，數土文夫

②執行役

氏名	地位、担当及び重要な兼職の状況
ひろせ なおみ 廣瀬直己	代表執行役社長 経営改革本部長兼原子力改革特別 タスクフォース長兼新成長タスク フォース長
やまぐち ひろし 山口博	代表執行役副社長 業務全般 システム企画部、技術 統括部、建設部、スマートメータ ー推進室担当
あいざわ ぜんご 相澤善吾	代表執行役副社長 業務全般 原子力改革特別タスク フォース長代理兼原子力・立地本 部長
いしざき よしゆき 石崎芳行	代表執行役副社長 業務全般 福島復興本社代表兼福 島本部長兼原子力・立地本部副本 部長
さの としひろ 佐野敏弘	常務執行役 フュエル&パワー・カンパニー・ プレジデント 鹿島共同火力株式会社代表取締役 会長
むらまつ まちる 村松衛	常務執行役 経営改革本部事務局長（共同） 国際部、ガス営業部担当
にい つま つねまさ 新妻常正	常務執行役 福島本部副本部長兼原子力・立地 本部副本部長 株式会社日本フットボールヴィレ ッジ代表取締役副社長
たけべ としろう 武部俊郎	常務執行役 パワーグリッド・カンパニー・プ レジデント
ますだ ゆうじ 増田祐治	常務執行役 福島本部副本部長兼原子力・立地 本部副本部長 環境部、総務部担 当
やまざき たけし 山崎剛	常務執行役 カスタマーサービス・カンパニー・ プレジデント

氏 名	地位、担当及び重要な兼職の状況
すみ よし かつ ゆき 住 吉 克 之	常務執行役 経理部、資材部、品質・安全監査部担当
あね がわ たか ふみ 姉 川 尚 史	常務執行役 原子力改革特別タスクフォース事務局長兼原子力・立地本部副本部長
い き もと み 壹 岐 素 巳	常務執行役 グループ事業担当 広報部、労務人事部担当
しま だ たかし 嶋 田 隆	執行役 会長補佐兼経営改革本部事務局長(共同)

- (注) 1. 廣瀬直己氏，山口博氏，相澤善吾氏及び嶋田隆氏は，取締役を兼務しております。
2. 取締役を兼務する執行役の重要な兼職の状況については，「①取締役」の表に記載しております。
3. 平成26年4月1日付で，増田尚宏ますだ なおひろ氏が常務執行役に就任し，福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者を担当しております。

(2) 報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額
取締役	6名	35百万円
執行役	17	198

- (注) 1. 当社は，執行役を兼務する取締役に對しては，取締役としての報酬を支給しておりませんので，上記の取締役の支給人数には執行役を兼務する取締役の人数を含めておりません。
2. 上記のうち，社外取締役4名に対する報酬等の額は20百万円であります。

(3) 取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針

当社は、委員会設置会社に関する会社法の規定に基づき、報酬委員会において取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めております。当該方針の内容は次のとおりであります。

当社取締役の主な職務は、当社経営の業務執行の監督であることから、取締役報酬については、社内外の優秀な人材を確保すること、監督機能を有効に機能させることを取締役報酬の決定の基本方針とする。

当社執行役の職務は、当社経営及び担当する部門の責任者として、総合特別事業計画を着実に実行することにより、「賠償・廃止措置・安定供給」を同時に達成し、「新しい東電」の実現に向けた改革を進めていくことにあることから、これらを実行しうる優秀な人材を確保すること、業務執行に対するインセンティブを有効に機能させることを執行役報酬の決定の基本方針とする。

なお、当該方針については、今後の経営環境の変化等を踏まえ、必要に応じ見直していくこととする。

①取締役報酬

- ・常勤・非常勤の別、所属する委員会及び職務の内容に応じた額を基本報酬として支給する。
- ・株主価値への連動の観点から、総合特別事業計画の具体的な実行状況を踏まえ、今後、報酬委員会において株式関連報酬の導入に向けた検討をすすめる。
- ・執行役を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬は支給しない。

②執行役報酬

- ・役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた額を基本報酬として支給する。

-
- ・総合特別事業計画の具体的な実行状況を踏まえ、今後、報酬委員会において業績連動報酬や株式関連報酬の導入に向けた検討をすすめる。

③支給水準

- ・当社経営環境に加え、他企業等における報酬水準、従業員の処遇水準等を勘案し、当社役員に求められる能力及び責任に見合った水準を設定する。

なお、当社は、平成17年6月28日に取締役及び監査役に対する慰労金制度を廃止している。

(4) 社外取締役の活動状況等

①社外取締役の主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
下河邊 和 彦	取締役会には25回中25回出席し、また、指名委員会には14回中14回、監査委員会には13回中13回、報酬委員会には2回中2回出席し、必要に応じて、主に弁護士としての経験と専門知識等を活かして発言を行っております。
數 土 文 夫	取締役会には25回中25回出席し、また、指名委員会には14回中14回出席し、必要に応じて、主に企業経営者としての経験と見識等を活かして発言を行っております。
能 見 公 一	取締役会には25回中25回出席し、また、報酬委員会には2回中2回出席し、必要に応じて、主に企業経営者としての経験と見識等を活かして発言を行っております。
小 林 喜 光	取締役会には25回中23回出席し、また、指名委員会には14回中13回出席し、必要に応じて、主に企業経営者としての経験と見識等を活かして発言を行っております。
檜 谷 隆 夫	取締役会には25回中25回出席し、また、監査委員会には13回中13回出席し、必要に応じて、主に公認会計士としての経験と専門知識等を活かして発言を行っております。
藤 森 義 明	取締役会には25回中19回出席し、また、報酬委員会には2回中2回出席し、必要に応じて、主に企業経営者としての経験と見識等を活かして発言を行っております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第29条第2項の規定に基づき、社外取締役全員との間で、同法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当年度に係る会計監査人としての報酬等の額 139百万円

②当社及び子会社が支払うべき財産上の利益の合計額 247百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社は、会計監査人に対して、ITに係る全般統制のコンサルティング業務等を委託し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Tokyo Electric Power Company International B.V.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査委員会は、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針としております。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針としております。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査委員会の職務を補助すべき使用人として、監査特命役員を置く。また、監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、必要な人員を配置する。
- ② 監査特命役員及び監査委員会の職務を補助する専任の組織に属する者は、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議する。
- ③ 取締役及び執行役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に報告するとともに、監査委員会が選定する監査委員の求める事項について、必要な報告を行う。また、執行役、執行役員及び従業員から、監査委員会に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。
- ④ 監査委員が執行役会、経営改革会議及びその他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、会計監査人及び内部監査組織が監査委員会と連携を図るための環境を整える等、監査委員会の監査の実効性を確保するための体制を整備する。

(2) 取締役及び執行役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、取締役及び執行役はこれを率先して実践するとともに、執行役員及び従業員にこれを遵守させる。
また、社外有識者を委員に含み、企業倫理全般を統括する「企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進する。

-
- ② 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
 - ③ 取締役会の機能を補完し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、執行役会を設置する。執行役会は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、取締役会への付議事項を含む経営の重要事項について審議する。
 - ④ 取締役及び執行役は、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。

(3) 執行役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役会の議事概要その他職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。

(4) リスク管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役及び執行役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。
- ② 当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。

- ④ 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な防災訓練の実施等、適切な体制を整備する。
- ⑤ リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役員等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- ⑥ 会社の経営全般について情報の共有を図り、経営改革を推進するため、経営改革会議を設置する。経営改革会議は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、重点経営課題に関する対応方針や対応の方向性について審議する。
- ⑦ 福島第一原子力発電所の事故に対する反省を踏まえ、取締役会の職務を補佐する専任の組織として「原子力安全監視室」を設置し、第三者の専門的知見を活用した原子力安全に関する執行役の職務執行の評価、必要に応じた助言と取締役会への報告を行う体制を整備することで、取締役会による原子力安全に関わるリスク管理を強化する。
また、原子力を含む事業活動全般に関し、社会との適切なコミュニケーションを行うための体制を整備する。

(5) 執行役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営上の重要事項については、取締役会のほか、執行役員会、経営改革会議、その他の会議体において適宜審議する等、効率的な意思決定を図る。
- ② 執行役員による職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、執行役員、執行役員、従業員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。
- ③ 情報のセキュリティ確保を前提に、職務執行の効率性向上や適正の確保に資するIT環境の整備に努める。

(6) 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① すべての従業員が「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守するよう、継続的に企業倫理研修を実施すること等により、その定着と徹底を図る。
- ② 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、「企業倫理委員会」で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い、厳重に保護する。
- ③ 社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
- ④ 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務執行の状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- ⑤ こうした取り組みを通じ、従業員一人ひとりが企業倫理を意識し自ら実践するとともに風通しの良い職場をつくる「しない風土」、社内規程の継続的な改善とその徹底を図る「させない仕組み」、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める「言い出す仕組み」を充実・徹底させる。

(7) 当社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 「東京電力グループ企業行動憲章」の下、グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を経営方針として示し、その達成に向け、グループを挙げて取り組む。また、グループ会社において業務の適正を確保するための体制をグループ会社が自律的に整備・運用できるよう、適切な支援を行う。

-
- ② 職務執行上重要な事項については、社内規程等に従い、グループ会社から事前協議や報告を受ける体制を整備する。また、当社取締役及び執行役とグループ会社取締役が定期的な会議の中で意見交換を行うこと等により、グループ会社の経営状況を把握するとともに、グループにおける経営課題の共有と解決に努める。
 - ③ グループ会社が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整えるとともに、必要に応じて当社の内部監査組織が監査を行うこと等により、グループ会社の業務の適正を確保するよう努める。

連結貸借対照表 (平成26年 3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	12,133,241	固 定 負 債	11,279,641
電気事業固定資産	7,164,270	社 債	3,801,462
水力発電設備	604,267	長期借入金	2,880,890
火力発電設備	1,130,834	使用済燃料再処理等引当金	1,054,480
原子力発電設備	592,008	使用済燃料再処理等準備引当金	67,945
送電設備	1,868,381	災害損失引当金	596,145
変電設備	744,958	原子力損害賠償引当金	1,563,639
配電設備	2,068,258	退職給付に係る負債	449,098
業務設備	126,948	資産除去債務	714,261
その他の電気事業固定資産	28,615	そ の 他	151,717
その他の固定資産	259,823	流 動 負 債	1,938,876
固定資産仮勘定	912,978	1年以内に期限到来の固定負債	952,402
建設仮勘定及び除却仮勘定	912,978	短期借入金	10,418
核 燃 料	785,254	支払手形及び買掛金	357,185
装荷核燃料	123,395	未払税金	89,105
加工中等核燃料	661,858	そ の 他	529,765
投資その他の資産	3,010,914	引 当 金	5,180
長期投資	145,547	原子力発電工事償却準備引当金	5,180
使用済燃料再処理等積立金	1,016,916	負 債 合 計	13,223,698
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	1,101,844	株 主 資 本	1,602,124
退職給付に係る資産	80,203	資 本 金	1,400,975
そ の 他	667,789	資 本 剰 余 金	743,616
貸倒引当金(貸方)	△ 1,386	利 益 剰 余 金	△ 534,085
		自 己 株 式	△ 8,381
		その他の包括利益累計額	△ 52,003
		その他有価証券評価差額金	2,995
流 動 資 産	2,667,865	繰延ヘッジ損益	△ 13,356
現金及び預金	1,655,074	土地再評価差額金	△ 3,295
受取手形及び売掛金	528,273	為替換算調整勘定	1,448
たな卸資産	239,770	退職給付に係る調整累計額	△ 39,795
そ の 他	249,519	少 数 株 主 持 分	27,287
貸倒引当金(貸方)	△ 4,772	純 資 産 合 計	1,577,408
合 計	14,801,106	合 計	14,801,106

連結損益計算書 (平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで)

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
営業費用	6,440,042	営業収益	6,631,422
電気事業営業費用	6,154,808	電気事業営業収益	6,315,568
その他事業営業費用	285,234	その他事業営業収益	315,853
営業利益	(191,379)		
営業外費用	153,385	営業外収益	63,424
支払利息	113,369	受取配当金	9,836
その他	40,015	受取利息	18,156
		持分法による投資利益	17,321
		その他	18,109
当期経常費用合計	6,593,428	当期経常収益合計	6,694,846
当期経常利益	101,418		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	399		
原子力発電工事償却準備金引当	399		
特別損失	1,462,243	特別利益	1,823,779
災害特別損失	26,749	原子力損害賠償支援機構資金交付金	1,665,765
原子力損害賠償費	1,395,643	固定資産売却益	111,149
福島第一5・6号機廃止損失	39,849	有価証券売却益	747
		関係会社株式売却益	14,077
		災害損失引当金戻入額	32,039
税金等調整前当期純利益	462,555		
法人税等	19,756		
法人税等	16,694		
法人税等調整額	3,062		
少数株主損益調整前当期純利益	442,798		
少数株主利益	4,151		
当期純利益	438,647		

連結株主資本等変動計算書 (平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式		
当連結会計年度期首残高	1,400,975	743,621	△ 972,773	△ 8,356		1,163,467
当連結会計年度変動額						
当期純利益			438,647			438,647
自己株式の取得				△ 31	△ 31	
自己株式の処分		△ 5		6		1
土地再評価差額金取崩額			40			40
その他				△ 0	△ 0	
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)						
当連結会計年度変動額合計	—	△ 5	438,687	△ 24		438,657
当連結会計年度末残高	1,400,975	743,616	△ 534,085	△ 8,381		1,602,124

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						少数株主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 額 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	2,452	△ 18,261	△ 3,254	△ 27,699	—	△ 46,762	21,107	1,137,812
当連結会計年度変動額								
当期純利益								438,647
自己株式の取得								△ 31
自己株式の処分								1
土地再評価差額金取崩額								40
その他								△ 0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	542	4,905	△ 40	29,147	△ 39,795	△ 5,241	6,179	938
当連結会計年度変動額合計	542	4,905	△ 40	29,147	△ 39,795	△ 5,241	6,179	439,596
当連結会計年度末残高	2,995	△ 13,356	△ 3,295	1,448	△ 39,795	△ 52,003	27,287	1,577,408

貸借対照表 (平成26年 3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	11,979,610	固 定 負 債	11,163,068
電気事業固定資産	7,220,015	社 債	3,801,462
水力発電設備	605,601	長期借入金	2,846,951
汽力発電設備	1,132,511	長期未払債務	14,546
原子力発電設備	595,387	リース債務	841
内燃力発電設備	14,567	関係会社長期債務	23,847
新エネルギー等発電設備	12,728	退職給付引当金	396,212
送電設備	1,875,621	使用済燃料再処理等引当金	1,054,480
変電設備	748,914	使用済燃料再処理等準備引当金	67,945
配電設備	2,105,967	災害損失引当金	594,977
業務設備	127,214	原子力損害賠償引当金	1,563,639
貸付設備	1,500	資産除去債務	708,921
附帯事業固定資産	39,693	雑固定負債	89,241
事業外固定資産	1,636	流 動 負 債	1,971,582
固定資産仮勘定	851,162	1年以内に期限到来の固定負債	937,842
建設仮勘定	850,331	短期借入金	8,450
除却仮勘定	830	買掛金	336,673
核 燃 料	785,606	未払金	127,470
装荷核燃料	123,541	未払費用	264,629
加工中等核燃料	662,065	未払税金	80,035
投資その他の資産	3,081,496	預り金	3,023
長期投資	104,649	関係会社短期債務	178,764
関係会社長期投資	651,444	諸前受金	17,012
使用済燃料再処理等積立金	1,016,916	雑流動負債	17,680
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	1,101,844	引 当 金	5,180
長期前払費用	114,591	原子力発電工事償却準備引当金	5,180
前払年金費用	93,400	負 債 合 計	13,139,830
貸倒引当金(貸方)	△ 1,349	株 主 資 本	1,232,289
		資 本 金	1,400,975
		資 本 剰 余 金	743,616
		資 本 準 備 金	743,555
		そ の 他 資 本 剰 余 金	60
		利 益 剰 余 金	△ 904,713
		利 益 準 備 金	169,108
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 1,073,821
		海外投資等損失準備金	359
		特定災害防止準備金	94
		別 途 積 立 金	1,076,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 2,150,276
		自 己 株 式	△ 7,589
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 2,276
		その他有価証券評価差額金	△ 2,276
		純 資 産 合 計	1,230,012
合 計	14,369,843	合 計	14,369,843

損益計算書 (平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	6,297,912	営業収益	6,449,896
電気事業営業費用	6,168,860	電気事業営業収益	6,315,568
水力発電費用	72,623	電灯料	2,538,247
汽力発電費用	3,201,783	電力料	3,381,454
原子力発電費用	469,946	地帯間販売電力料	133,452
内燃力発電費用	31,617	他社販売電力料	71,127
新エネルギー等発電費用	1,185	託送収益	61,108
地帯間購入電力料	223,578	事業者間精算収益	242
他社購入電力料	721,827	再エネ特措法交付金	74,577
送電費用	302,372	電気事業雑収益	54,426
変電費用	143,432	貸付設備収益	932
配電費用	396,823		
販売設備費用	132,757		
貸付設備費用	748		
一般管理費用	214,234		
再エネ特措法納付金	82,203		
電源開発促進税	105,766		
事業税	68,652		
電力費振替勘定(貸方)	△ 694		
附帯事業営業費用	129,051	附帯事業営業収益	134,327
エネルギー設備サービス事業営業費用	1,732	エネルギー設備サービス事業営業収益	2,403
不動産賃貸事業営業費用	3,588	不動産賃貸事業営業収益	6,601
ガス供給事業営業費用	120,382	ガス供給事業営業収益	120,752
その他附帯事業営業費用	3,348	その他附帯事業営業収益	4,570
営業利益	(151,984)		
営業外費用	148,900	営業外収益	40,149
財務費用	113,119	財務収益	26,933
支払利息	113,058	受取配当金	9,663
株式交付費用	0	受取利息	17,269
社債発行費用	60		
事業外費用	35,780	事業外収益	13,215
固定資産売却損失	2,801	雑収益	13,215
雑損失	32,979		
当期経常費用合計	6,446,812	当期経常収益合計	6,490,045
当期経常利益	43,233		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	399		
原子力発電工事償却準備金引当	399		
特別損失	1,462,243	特別利益	1,818,379
災害特別損失	26,749	原子力損害賠償支援機構資金交付金	1,665,765
原子力損害賠償費	1,395,643	固定資産売却益	101,982
福島第一・5・6号機廃止損失	39,849	有価証券売却益	18,591
		災害損失引当金戻入額	32,039
税引前当期純利益	398,970		
法人税等	65		
法人税等	65		
当期純利益	398,905		

株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利益準備金	その他利益剰余金	
				海外投資等 損失準備金	特 定 災 害 防 止 準 備 金	
当事業年度期首残高	1,400,975	743,555	65	169,108	397	94
当事業年度変動額						
海外投資等損失 準備金の取崩し				△	37	
当期純利益						
自己株式の取得						
自己株式の処分			△	5		
株主資本以外の項目の当該 事業年度変動額(純額)						
当事業年度変動額合計	-	-	△	5	△	37
当事業年度末残高	1,400,975	743,555	60	169,108	359	94

	株 主 資 本				評価・換算差額等		純資産合計		
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金				
	その他利益剰余金								
	別途積立金	繰越利益 剰 余 金							
当事業年度期首残高	1,076,000	△ 2,549,219	△	7,565	833,413	△	1,664	831,749	
当事業年度変動額									
海外投資等損失 準備金の取崩し		37			-			-	
当期純利益		398,905			398,905			398,905	
自己株式の取得			△	31	△	31		△	31
自己株式の処分				6	1			1	
株主資本以外の項目の当該 事業年度変動額(純額)						△	611	△	611
当事業年度変動額合計	-	398,943	△	24	398,875	△	611	398,263	
当事業年度末残高	1,076,000	△ 2,150,276	△	7,589	1,232,289	△	2,276	1,230,012	

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年 5月15日

東京電力株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 高橋 秀法 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 白羽 龍三 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 春日 淳志 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京電力株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 「その他の注記 3. 原子力損害賠償費及び原子力損害賠償支援機構資金交付金」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補、そして、同年12月26日に中間指針第四次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2」の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積った、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額5,202,544百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した金額5,082,544百万円と前連結会計年度の見積額との差額1,395,643百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」と

いう)は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。会社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見直し額として資金援助の申請を行っており、平成25年12月27日に同日時点での要賠償額の見直し額4,908,844百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当連結会計年度において、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額4,788,844百万円と、平成24年12月27日に損害賠償の履行に充てられた資金として申請した金額3,123,079百万円との差額1,665,765百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、会社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

2. 「連結貸借対照表に関する注記 3. 保証債務等 (2) 偶発債務 ロ 原子力損害の賠償に係る偶発債務」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」という)、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補、そして、同年12月26日に中間指針第四次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められる。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として会社に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことから、計上していない。
3. 「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計処理基準に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 ハ 災害損失引当金の追加情報 ・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
4. 「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計処理基準に関する事項 (5) 原子力発電施設解体費の計上方法の追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
5. 「会計方針の変更に関する注記 1. 原子力発電施設解体費の計上方法の変更」に記載されているとおり、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年6月10日 法律第166号)に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について計上している資産除去債務に対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(経済産業省令。以下「解体引当金省令」という)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて費用計上する方法によっていたが、平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(経済産業省令)が施行され、解体引当金省令が改正されたため、同施行日以降は、見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法に変更した。
6. 「その他の注記 6. 原子力発電設備に関する電気事業会計規則の変更」に記載されているとおり、平成25年10月1日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(経済産業省令)が施行され、電気事業会計規則が改正されたため、同施行日以降は、原子力発電設備に原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理を要する固定資産を含めて整理することとなった。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年 5月15日

東京電力株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀法 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京電力株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 「その他の注記 2. 原子力損害賠償費及び原子力損害賠償支援機構資金交付金」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補、そして、同年12月26日に中間指針第四次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部より「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積った、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額5,202,544百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した金額5,082,544百万円と前事業年度の見積額との差額1,395,643百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるもの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日法律第94号。以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」と

いう)は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。会社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見直し額として資金援助の申請に基づき、平成25年12月27日に同日時点での要賠償額の見直し額4,908,844百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当事業年度において、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額4,788,844百万円と、平成24年12月27日に損害賠償の履行に充てるための資金として申請した金額3,123,079百万円との差額1,665,765百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、会社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

2. 「貸借対照表に関する注記 3. 保証債務等 (2) 偶発債務 ロ 原子力損害の賠償に係る偶発債務」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故及び原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」という)、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補、そして、同年12月26日に中間指針第四次追補が決定されることとなり、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当事業年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として内容に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。
3. 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 3. 引当金の計上基準 (4) 災害損失引当金の追加情報・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
4. 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 原子力発電施設解体費の計上方法の追加情報・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
5. 「会計方針の変更に関する注記」に記載されているとおり、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年6月10日 法律第166号)に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について計上している資産除去債務に対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(経済産業省令。以下「解体引当金省令」という)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたって、原子力の発電実績に応じて費用計上する方法によっていたが、平成25年10月1日に「電気事業会社規則等の一部を改正する省令」(経済産業省令)が施行され、解体引当金省令が改正されたため、同施行日以降は、見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたって、定額法による費用計上方法に変更した。
6. 「その他の注記 5. 原子力発電設備に関する電気事業会社規則の変更」に記載されているとおり、平成25年10月1日に「電気事業会社規則等の一部を改正する省令」(経済産業省令)が施行され、電気事業会社規則が改正されたため、同施行日以降は、原子力発電設備に原子力の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理を要する固定資産を含めて整理することとなった。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定めるに際して、「2013年度事業運営方針」の確実な実行、社員のモチベーションの維持・向上、重大リスクに対する備え、社内カンパニー制と管理会計制度の運用等に加え、期中に発生した福島第一原子力発電所における汚染水漏れ等のトラブルへの対応や当社事業運営の基盤である現場実態の把握等を監査の最重要項目と位置づけました。その上で、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び執行役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、執行役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、福島第一原子力発電所の事故による経営各面の課題への対応を含め、本年1月に国の認定を受けた新・総合特別事業計画の確実な実行につきましては、引き続き厳格な監査を進めてまいります。

平成26年5月20日

東京電力株式会社

監査委員会

監査委員（常勤）

内藤 義博 ㊟

監査委員

樫谷 隆夫 ㊟

監査委員

数土 文夫 ㊟

(注) 監査委員 樫谷隆夫及び数土文夫は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に定める社外取締役であります。

以上

株主メモ

事業年度

4月1日から翌年の3月31日まで

定時株主総会

6月

公告方法

電子公告により、当社のホームページに掲載いたします。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。

ホームページ <http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/koukoku/>

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

(注) 同社は、特別口座の口座管理機関を兼ねております。

[連絡先] 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711 (通話料無料)

ホームページ <http://www.tr.mufg.jp/daikou/>

株主のみなさまへのお知らせ

定時株主総会決議ご通知と中間報告書につきましては、当社ホームページへの掲載のみとさせていただきますこととしております。

「第90回定時株主総会決議ご通知」につきまして、紙面での閲覧をご希望される株主さまにはコピー版をお送りいたしますので、お手数ですが上記の株主名簿管理人までご連絡ください。

ホームページ <http://www.tepco.co.jp/ir/soukai/soukai-j.html>

東京電力株式会社

〒100-8560 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

電話 (03)6373-1111(代表)

ホームページ <http://www.tepco.co.jp/>